

中間前金払制度に関するQ&A

北谷町 建設経済部 都市計画課

Q 1 中間前金払とは何ですか？

A 1 既に前金払（請負代金額の10分の4以内）の支払いを受けた建設工事について一定の認定要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として、請負代金額の10分の2以内を追加で受け取る制度です。

Q 2 中間前金払のメリットは何ですか？

A 2 部分払では出来形検査が必要であるのに対して、中間前金払の認定は書類による審査のみであり、事務手続きが大幅に簡素化されています。

単年度の工事では、部分払はほとんど活用されていないのが実態ですが、中間前金払を選択した場合、簡単な手続きで請負代金額の一部を受け取ることができます。また、出来形検査による現場の一時中断もありません。

Q 3 中間前金払の提出書類はどのようなものですか？

A 3 「中間前金払認定請求書（様式1号様式）」、「工事履行報告書（第2号等式）」、「実施工程表」を提出してください。また、その他必要に応じて追加の資料の提出を求められることがあります。

Q 4 中間前金払の認定を受ける場合、出来形検査が必要ですか？

A 4 中間前金払制度では、検査はありませんので、検査関係の手続きは不要です。

Q 5 契約変更により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 5 契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q 6 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 6 中間前金払と部分払のいずれかを選択することになりますので、部分払を選択した工事は中間前金払を請求できません。逆に、中間前金払を選択した工事は部分払を請求できませんが、債務負担行為に係る工事で、各会計年度末における支払いのために部分払をする必要がある場合は、中間前払金を請求した場合でも部分払を請求できます。

Q 7 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A 7 中間前払金の割合は、請求前に契約変更された場合、変更後請負代金額の10分の2以内であり、かつ受領済みの前払金との合計が変更後請負代金額の10分の6を超えることはできません。

（1）増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金額＞変更後の請負代金額×20%」なので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金の額となります。

（例）請負代金額 1,000 万円、増額変更額 200 万円、受領済み前払金 400 万円
 $12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
 $3,200,000 \text{ 円} > 2,400,000 \text{ 円}$
→中間前払金請求可能額：2,400,000 円

（2）減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金額＜変更後の請負代金額×20%」なので、「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金額」が中間前払金の額となります

（例）請負代金額 1,000 万円、減額変更額 200 万円、受領済み前払金 400 万円
 $8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
 $800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円}$
→中間前払金請求可能額：800,000 円